

詳しく説明しますので、よく考えてください。

ま〜ま〜  
落ち着いて！

やっぱり市町村に任せようかな

※市町村では、森林所有者に法の趣旨等を十分に説明する必要があります。

う〜ん  
どうしよう〜

森林経営管理権の設定

これまででは森林所有者自ら、又は民間事業者に委託し経営管理

新たな制度を追加

意向を確認  
経営管理を委託

森林所有者

市町村

※所有者不明森林へも対応

林業経営に適した森林  
経営管理を再委託  
意欲と能力のある林業経営者

林業経営に適さない森林  
市町村が自ら管理

※林野庁HPより抜粋

ポイント③

地域によっては説明会を開催する場合があります。

市町村は、森林所有者から委託の申出等があった森林は、経営管理権を取得して委託を受けます。管理権を取得した森林の内、経営に適した森林は「意欲と能力のある林業経営者」へ再委託し、その他の森林は、市町村が自ら事業を実施します。

多くの市町村では、林業専門の職員がいないため、理想的な森林の管理経営ができない場合もあります。

整備の時期は？  
方法は？  
販売価格は？

※木材の販売収益は、今後の保育経費等を差引いて余った場合は所有者に還元されることもあります。

専門的知識が乏しい

効率が悪いので、しばらく見合わせますね。

まじ？

一定のまとまりが必要

市町村で委託される場合は、次の点にも留意願います。

そんなお悩みの貴方に！

それなら自分でやった方が良くない？

そうなんだけど、知ってるどころ無いし、知識もないし

自分の意思では伐れない！  
思った山づくりとは違う！

こんななったの？  
うどだろ？

所有者の思い描く山づくりにならないかも知れませんがね。